

# 平成 21 年度 小郡市政治倫理審査会 意見書

小郡市政治倫理条例に基づく市長、副市長、教育長、市議会議員の資産等報告書の審査結果について、次のとおり小郡市政治倫理審査会の意見書を公表します。なお、資産等報告書と意見書は総務課で閲覧できます。

## 意 見 書

### 1. 小郡市政治倫理審査会の経過

小郡市政治倫理条例(平成18年小郡市条例第20号)第9条第1項の規定に基づき送付された市長、副市長、教育長(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)の資産等報告書について、計3回にわたる慎重な審査を行いました。

- (1) 第1回(7月27日) ①経過報告及び審査依頼 ②資産等報告書の審査
- (2) 第2回(8月28日) ①資産等報告書の審査 ②意見書の協議
- (2) 第3回(9月7日) ①意見書のまとめ

### 2. 審査結果

#### (1) 小郡市政治倫理条例について

平成18年3月に新たに制定された小郡市政治倫理条例では、市長等及び議員に対し条例遵守の誓約書提出や政治倫理基準、市の公共事業に関する遵守事項などが規定されるとともに、配偶者の資産等報告書の提出義務も課せられており、小郡市における政治倫理の確立に向けて充実が図られています。

この条例に基づき小郡市政治倫理審査会が設置されており、審査会が資産等報告書の審査を毎年実施することによって、市長等及び議員においても政治倫理に対する意識が向上しているものと考えられます。

#### (2) 資産等報告書の内容について

今回の審査は、昨年の内容との比較対照を中心に実施しましたが、その内容については概ね適正に記入されており、特段の疑義は見当たりませんでした。また、報告すべき資産等の内容もよりわかりやすく記載されており、確実に制度が定着してきたといえます。

### 3. 審査会意見

条例第18条第1項の公共事業に関する遵守事項の規定では、「市長等及び議員の配偶者及び同居親族、市長等及び議員が役員をしている企業並びに市長等及び議員が実質的に経営に携わっている企業は、法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の趣旨を尊重し、市との請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。」とされており、市長等及び議員が役員をしている企業については、市との請負契約等の辞退の努力義務が規定されています。しかし、条例第5条第3項では、市長等及び議員の配偶者に係る資産等報告書の提出が義務付けられていることから、本条第1項の請負辞退の対象者には、市長等及び議員の配偶者が役員をしている企業も追加をする改正を行うことにより、さらに公共事業における透明性が確保されるものと思われます。

また、条例第1条中、「自己の利益を図ることのないよう」の規定については、条例第4条第1項に、特定の業者や第三者に対する有利な取り計らいをしない政治倫理基準が規定されていることから、自己の利益のみではなく第三者の利益を図ることも含まれることから、「自己又は特定の者の利益を図ることのないよう」という規定に改める必要があると思われます。

資産等報告書の記入においては、その他収入(譲渡所得、満期保険金、退職金、その他一時所得等)の記載が一部漏れているケースが見受けられました。今後も引き続き、市長等及び議員には事前に説明会で記入要領について周知を図る等の対策をお願いします。

平成21年9月7日

小郡市政治倫理審査会

問い合わせ先 総務課防災・庶務係 ☎ 72-2111 内線244